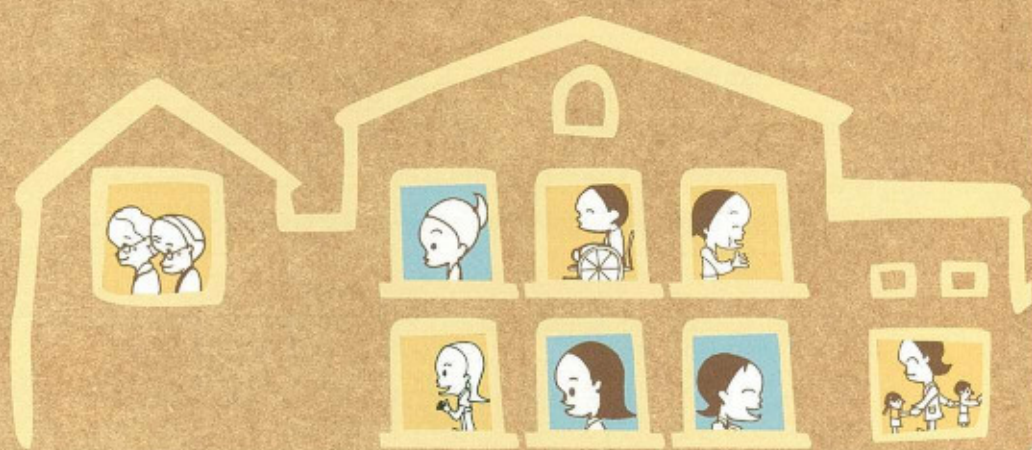


福祉施設だからこそ！ 障害者雇用のススメ



■ 「福祉職場で働きたい」という希望を持つ障害者がいる！

■ あなたの施設が障害者雇用納付金制度の対象に！

■ 「雇用できるわけがない」→「雇用してよかった！」

■ インターンシップや実習・職場体験を活用しよう！

福祉職場で障害者雇用を行う意義

「福祉職場で働きたい」という希望を持つ障害者がいる！

障害者の中には高齢者や障害者、子どもたちと接する仕事に就きたいという方が多くいます。そうした方々を雇用することは、施設でのノーマライゼーションの理念としても重要なものです。中には、一般企業では就業が難しかったが、福祉職場では、安定して働き続けられている方もいます。

施設利用者にとって良い影響がある！

障害者を雇用することで施設の利用者の方に対し、大きなメリットがあります。既に障害者雇用を行っている施設からは以下のような声が聞かれています。

障害のある方が園に
いることで、子どもたち
が「いろんな人がいて
の社会である」と理解
するきっかけになって
います。



保育園

同じ障害のある方が働く姿を
見て、いつも元気や励みをも
らっています。



障害者施設

いつも、笑顔で一生懸命仕
事をして下さっているの
で、施設が明るくなります。



高齢者施設

職員が直接業務等の本来の仕事に専念できるようになる！

障害者雇用をきっかけに、業務の見直しを行うことで業務の効率化が図れます。



職員が担っていた業務を切り出し、間接業務を障害者の方に担ってもらうことで、職員が直接業務等の本来の仕事に専念できるようになりました。

障害者雇用に関する法律が改正されます！

平成25年度から 障害者法定雇用率が2.0%に！



全ての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用しなければならないことが義務付けられており、これを「障害者雇用率制度」と言います。この法定雇用率が平成25年4月から2.0%となります（現行は1.8%）。常用雇用労働者50人に1人の障害者を雇用しなければならなくなります。

あなたの法人の障害者の雇用率はどのくらいですか？

※実雇用率の計算方法

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{障害者である常用雇用労働者数} + \text{障害者である短時間労働者数} \times 0.5}{\text{常用雇用労働者数} + \text{短時間労働者数} \times 0.5}$$

平成27年度から常用雇用労働者 100人超の法人が納付金制度の対象に！

平成27年4月からは雇用率未達成の法人に納付金を課す「障害者雇用納付金制度」も変更になり、常用雇用労働者が100人を超える雇用率未達成法人が納付金を支払うこととなります（現行は200人超の法人）。この改正で、都内で約半数の法人が納付金制度の対象となる可能性が出てきます。



常用雇用労働者は、「週30時間以上勤務する職員で1年以上の雇用が見込まれる職員」のことです。

※児童福祉事業には除外率が設定されており、児童福祉事業に携わる常用雇用労働者はその数に0.5を掛けることとなっています。

○「障害者雇用率制度」、「障害者雇用納付金制度」については、詳しくは、ハローワークへお問合せいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。

利用者に寄り添いながら、 デイサービスで働く

ケース1



大田区にある高齢者在宅
サービスセンター「やぐち南」
で従事している

原 菜摘さん

愛の手帳3度の原さんは、お年寄りに関わる仕事に就きたいという思いから特別支援学校在籍中から社会福祉法人白陽会で実習を行いました。卒業後、同法人に就職が決まり、高齢者在宅サービスセンターやぐち南で働いています。

原さんの業務内容は、基本的には介助補助。最初は食事の補助や利用者とのコミュニケーションなどでしたが、仕事への慣れとともに、段階的に業務を増やしてきました。

原さんは、利用者の特徴を覚えることに長けており、転倒の危険がある利用者が立ち上がったときに、職員に声をかけることもあります。やぐち南での仕事に魅力を感じており、今後も、ここで働き続けたいと思っています。



原さん

仕事は毎日、大変です。でも、やりがいがあります！就職する前に、実習を行いました。毎日、学校に戻って苦手なところの訓練をした努力もあり、就職後もスムーズに働けたと思います。

原さんは、1日の業務内容が頭に入っていて、誰からも指示を受けることなく仕事をこなしています。利用者が飲んではいけない飲み物なども頭に入っているので、スタッフも助かる場面があります。



施設の職員

詳しい内容は、東京都社会福祉協議会発行『福祉職場における障害者雇用事例集』をご覧ください

入居者との関わりを大事に、 障害者施設で働く

ケース2



東京都日野療護園で介護
員補助として就労している

北嶋 郁恵さん

北嶋郁恵さんは、特別支援学校在籍中に東京都日野療護園で実習を行い、卒業後に就職をしました。これまで、入居者の生活棟での食事介助や清掃業務に従事し、現在は、活動支援係での食事介助、車イスによる移動補助、洗濯機や冷蔵庫の清掃、食堂の物品の補充、ホールでの押し花やステンシルなどの日中活動の補助などを担当しています。

はじめは、言語障害のある入居者とのコミュニケーションが難しかったり、臨機応変な対応が求められたり戸惑うこともありましたが、相談窓口を一本化するという対応をとることで、1日の仕事の流れやリズムがだんだんとつかめるようになりました。



北嶋さん

就職前は利用者とのかかわりがうまくできないと思っていたけど、今は、入居者とのやりとりが日々、楽しいです！

障害者就労支援センターとして、施設内での業務の組み立てに携わりました。北嶋さんが業務の中で困ったときに職員に相談ができるよう、本人の仕事ができるだけ周囲から孤立しないように心がけました。



就労支援
センターの職員

詳しい内容は、東京都社会福祉協議会発行『福祉職場における障害者雇用事例集』をご覧ください

「子どもが好き」を大事にしながら、保育園で働く

ケース3



法善寺保育園で就労している
蜂谷 金日子さん

蜂谷さんは、特別支援学校時から保育園への就職希望があり、進路指導教諭の働きかけと園の障害者雇用への積極的な姿勢があり、就職が実現しました。

蜂谷さんは週35時間の短時間保育士として、玄関やトイレなどの清掃、絵本の整理、おもちゃ拭き、オムツたたみなどを行っています。保育園では、スケジュール表や日誌を活用して、蜂谷さんの仕事の環境を整えています。

蜂谷さんは、「子どもが好き」という気持ちを大事にしながら、「任せられた仕事は少しでも早く、きちんとこなせるように」と日々、努力しています。



蜂谷さん

子どもが好きなので保育園で働けるのはとても嬉しいです！任せられた仕事はきちんとできるようにしたいと思っています。

業務は、0歳児～5歳児までの各クラスから、仕事を少しずつ出してもらい一人分の業務として組み立てました。今は1人で業務をこなしています。



保育士



蜂谷さんの母親

幼い頃より、娘は世話をされる人の関係で成長しました。その反動か、誰かの役に立ちたいという気持ちが強くあります。娘にとって保育園はその気持ちを満足させてくれる職場だと思います。

詳しい内容は、東京都社会福祉協議会発行『福祉職場における障害者雇用事例集』をご覧ください

インターンシップ・実習で雇用の「試し期間」

雇用の前にインターンシップや実習から、という選択肢も

「雇用しても施設の業務に合わなかったらどうしよう…」

「利用者に何か不利益ができたらかうしよう…」

最初から雇用となると、どうしても“失敗しないように”と考え、一歩が踏み出せなくなってしまう。そこで、活用できるのがインターンシップや実習、職場体験などです。特別支援学校や障害者就労支援センターなどで行っています。

障害者雇用の「試し期間」として

インターンシップや実習、職場体験では、1日体験から数週間にわたるものまで様々ありますが、雇用の契約を結ぶわけではなく、「試しの期間」として障害者を受け入れることができます。その期間に、どんなサポート体制が必要か、どんな業務を用意したら良いかを見極めることができます。



障害者本人

働く前に実際の仕事ができ学校卒業後のイメージができました。自分の苦手なところも分かったので、就職までに訓練して克服することができました。

施設の業務を体験してもらうことで、お互いの理解が深まりました。障害者雇用をする上で、気をつけるべき点なども事前に分かって良かったです。



施設の職員

インターンシップや実習・職場体験の情報を知るには、まずは、施設の地域にある特別支援学校や就労支援センターに相談してみましょう！

障害者雇用を 始めるための相談窓口

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークは、求職者に仕事を斡旋、仲介を行う公的な機関です。公共職業安定所の愛称と呼ばれています。都内に17か所設置されています。

障害者雇用の専門相談

ハローワークには、専門職員や職業相談員を配置しており、障害の種類・程度に応じた相談や仕事の紹介、職場定着の支援をおこなっています。

障害者雇用の助成金等の紹介

障害者雇用を行う場合に受けられる助成金があります。こうした情報もハローワークが熟知しています。また、ハローワークの斡旋に基づくものでないと、こうした助成が受けられない場合があります。

特別支援学校高等部（知的・視覚・聴覚・肢体等）

特別支援学校は、障害者が学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校です。高等部には進路指導担当が配置されており、卒業後の就労支援や相談支援などを行っています。

都内の特別支援学校には、職業的自立を促進するため職業コースを設置している学校もあり、中には福祉コースがある学校もあります。そうした特別支援学校では、福祉施設にインターンシップや実習で生徒を積極的に送り出しています。

区市町村障害者就労支援センター（都事業） ／障害者就業・生活支援センター（国事業）

障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターとも、障害者が就労の場や機会を得られるように支援する機関です。

両センターとも、就労支援を行う担当者と生活支援を行う担当者がそれぞれ配置されており、就業面、生活面の一体的な支援を行っています。